

平成28年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

平成28年9月8日(木)

於：株式会社マキタ会議室

出席者	公益側	東、泉川、高塚、松浦
	労働者側	十川、福家良、横山一
	使用者側	田島、濱田、福家正、森川

議 題 (1) 平成28年度最低賃金の改定状況について
(2) その他

【賃金室長】 ただ今より、第5回香川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、労働者代表の白石委員、山委員、使用者代表の中川委員、公益代表の柴田委員が欠席でございますが、11名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、審議に先立ちまして、辻香川労働局長より御挨拶申し上げます。

【辻労働局長】 香川労働局長の辻でございます。

第5回香川地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、株式会社マキタ榎田社長様を始め関係者の皆様には、最低賃金審議会委員のための事業場視察に御協力頂きまして大変ありがとうございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、松浦会長を始め、各委員の皆様におかれましては、第5回

香川地方最低賃金審議会に御出席いただき、大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、香川県最低賃金については、先般、答申いただいた内容で所定の手続きを経て8月31日に官報公示が行われ、10月1日に発効が予定されております。引上額23円、時間額742円となります。

今回、全国的にもたいへん大幅な引上げがなされまして、中小企業・小規模事業者への支援策である、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」の拡充といたしまして、この度の第2次補正予算に盛り込むことが8月24日に閣議決定されました。当局といたしましても、そうした内容につきまして、既に各団体を通して広報をおこなっており、御協力をお願いしている次第です。

中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、取引条件改善に必要な検討を行うため、下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を開催し、最低賃金に関連する中小企業のさまざまな声を吸い上げ、施策に反映させるといった取り組みも行っております。

このような状況の中で、これから、特定最低賃金については「冷凍食品」、「一般機械器具」、「船舶」、「電気機械器具」の4業種について9月27日から改正審議が始まってまいります。

本日は、船舶関連の事業場である、株式会社マキタ様の工場視察をさせていただくということで、今後の最低賃金の審議にお役立ていただけるものと思っております。

審議会委員の皆様には、労働行政に対しまして、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【賃金室長】 それでは、本日の工場視察及び当会議室の使用に御配慮いただいております、株式会社マキタ代表取締役社長榎田裕様より御挨拶をいただきます。

(榎田社長挨拶)

【賃金室長】 ありがとうございます。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 本日は、各委員におかれましては、お忙しい中を御出席いただき誠に有難うございます。

また、株式会社マキタ様の御厚意により審議会委員のための工場視察に御協力頂きまして、御礼を申し上げます。是非とも本日の成果を審議会に反映させたいと考えております。

さて、本年度の最低賃金審議は、地域別最低賃金につきましては、香川労働局長から7月11日に改正諮問をいただき、4回の香川県最低賃金専門部会で審議を重ね、第3回の本審に於いて結審となり、各側委員には熱心な御審議をいただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、当県で設定されている4つの特定最賃につきましては、9月27日以降、審議をお願いすることとなりますが、4つとも労使各側委員の御理解ある判断のもと、すべて全会一致により結審・答申の運びとなりますよう、お願い申し上げます。

さて、本日の議題は会次第にありますように、

(1) 平成28年度最低賃金の改定状況について

(2) その他

となっておりますが、その前に工場視察について、事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 株式会社マキタ様の工場視察についてですが、株式会社マキタ総務部長の田島委員、御案内をよろしくお願いいたします。

(工場視察実施)

【松浦会長】 工場視察は以上で終わりましたが、何か質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、議題(1)について事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、それではまず当県の今年度の最低賃金の改定状況について説明いたします。

資料No.1に本年の最賃リーフレットを、2ページに官報の公示を添付しています。資料No.2には、本年度の香川県最低賃金、4つの特定最低賃金の審議予定を一覧表にしております。

資料No.3、資料No.4、4ページから8ページは最低賃金改正の答申、報告の写しでございます。

資料No.5、9、10ページは全国の最低賃金の改定状況でございます。参考にいただければと思います。

資料No.6は香川県の最低賃金の推移でございます。

香川県最低賃金は742円で2ページの官報のとおり掲載され、10月1日から発効いたします。

特定最賃に関して、冷食は9月29日から、はん用機械と、船舶は9月27日から、電子は9月30日からそれぞれ審議がはじまります。

香川県最低賃金については、本年7月11日開催の第1回本審において、局長より改正決定についての諮問を行い、8月4日開催の第3回香川地方最低賃金審議会において、金額で23円、率にして3.20%アップの742円での答申をいただきました。

影響率は4.5%（昨年度影響率2.8）となっております。

その後、8月12日に香川県労連より異議の申し出があったので、8月22日に異議審（第4回本審）を開催して御審議いただき、8月4日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、8月31日に官報に公示し、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最賃につきましては、第1回目の本審で説明いたしましたとおり、合同専門部会は行わず、日程調整が出来た専門部会から、9月27日の機械と船舶を筆頭に開催いたします。12月15日までの発効を目標に運営していく所存であります。詳細は審議会一

覧表のとおりです。

【松浦会長】 ただ今の説明で何か御質問、御意見はありませんか。
それでは、次に議題（２）のその他に移ります。

事務局何かございますか。

【賃金室長】 最低賃金改定についての周知状況について御説明いたします。

最低賃金の周知については、県、市、町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関などに対しまして、広報誌等への掲載依頼とポスターの掲示、チラシの配布などによる周知をお願いいたしますとともに、局で実施する各種説明会におきまして、チラシを配布するなどにより周知を図る予定です。

現在は９月５日に本省からの広報指示通達で指示されたところであり、賃金室に於いて広報計画中です。ポスター・リーフレットが業者より９月１６日に納品される予定ですのでその後、広報依頼文書と共に各地方自治体、各団体に広報を依頼する予定にしております。

次に、現在香川県最低賃金につきましては、目安制度のＣランクに区分され、毎年、中央最低賃金審議会から目安額が提示され、この目安を参考に香川地方最低賃金審議会で審議が行なわれるわけですが、今年度は昨年に引き続き目安制度の在り方に関する全員協議会が現在行われており、平成２８年度中をめどにとりまとめられる予定です。

次に、今後の審議日程につきまして御説明いたします。

来年３月に、本年度最後の第６回本審を開催し、来年度における特定最低賃金改定の意向確認、また、来年度への申し送り事項等につきましても御審議をお願いする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

日程調整につきましては、後日行わせていただきます。

なお、特定最低賃金の改定に関わる意向表明につきましては、こ

れまでと同様、局長宛の書面によりまして、来年の2月上旬を目途に御提出下さるようお願いいたします。

説明は以上でございます。

最後に参考ですが、最低賃金引上げに関しての中小企業助成金制度の説明をいたします。

資料 No. 7、13 ページのとおり、中小企業・小規模事業者への支援策が公表されました。

これは、業務改善助成金の拡充とキャリアアップ助成金の拡充が盛り込まれた平成28年度第2次補正予算が8月24日に閣議決定されたことにより公表されたものです。予算はまだ成立していませんが、申請することは可能となっております。

18 ページに中小企業庁が発表した資料をつけています。中小企業庁から依頼を受けた商工会、中央会等の団体においても相談は可能となっております。

最後に、一部の委員の事業場には協力して頂きヒアリングを行っていますが、内閣府の審議会の中に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」が平成27年12月21日に設置され、随時開催されています。資料 No. 8、19 ページに会議の内容について添付しています。いままでに6回開催され、7回目が8月19日に開催され、今後の政府の取り組みを示したところです。厚生労働省は労働基準局賃金課が窓口になり、地方の声を吸い上げて報告するようになっております。今後とも御協力をお願いすることがあるかもしれませんがよろしく申し上げます。

【松浦会長】 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見はございませんか。事務局、他に何かございますか。

特になければ終了したいと思います。榎田社長はじめ、株式会社マキタの皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――